

観光二次交通整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鉄道を活用した観光まちづくりをより一層推進することを目的とし、鉄道事業者と連携協力しながら鉄道観光誘客を図るため、長浜市及び米原市内の魅力ある観光資源と鉄道利用を結び付けるための二次交通の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において観光二次交通整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光二次交通 鉄道主要駅の交通拠点と目的地となる観光地、観光イベントを結ぶ交通アクセスをいう。
- (2) 二次交通の整備 次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 主要駅から観光地、観光イベントを巡回するシャトルバスの運行
 - イ 主要駅から観光地、観光イベントまでの区間で利用できるレンタサイクルの設置にかかる車両の購入・リース
 - ウ 観光二次交通の利用促進のための広告・広報活動

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 長浜市又は米原市（以下「2市」という。）に主たる事務所を有する者（以下「事業者」という。）
 - (2) 2市に主たる事務所を有する個人事業主
 - (3) 複数の事業者又は個人事業主で構成される団体
- 2 次のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、補助対象者にならない。
- (1) 役員等（補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員であると認められる者
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると

認められる者

- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者
- (8) 政治活動を行っている者
- (9) その他鉄道を活かした湖北地域振興協議会会長（以下「会長」という。）が適切でないと判断する者

（補助対象事業、経費及び補助金額）

第4条 本事業において補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が、2市内の駅から、自ら実施する2市内の観光イベントもしくは2市内にある観光地までの二次交通の整備とする。

2 イベントの内容が、次のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助対象にならない。

- (1) 宗教の普及（宗教団体の活動を含む。）に関するもの
- (2) 政治活動又は選挙運動に関するもの
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの
- (4) 公の秩序や善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (5) 特定の個人や団体を対象とするもの

3 補助事業は、補助対象者1団体につき1件までとする。

4 補助金の対象経費は、別表に掲げるものとする。ただし、第5条第3項の規定により交付決定される前に費やした経費は、補助対象外とする。

5 国から類似する補助金を受けた経費については、補助対象経費に含めないものとする。

6 補助率は第4項に規定する補助対象経費に2分の1を乗じた額以内とし、1補助事業当たり100,000円を上限とする。

7 補助金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合は、補助事業に着手する30日前までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に定める資料を添付し

て、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 作成する広告物等の案（鉄道と二次交通を利用して来訪することを働きかける内容を含むこと）
 - (4) その他会長が必要と認める資料
- 2 前項の各号に定める資料の様式は任意とする。
- 3 会長は、提出された資料の内容を審査し、適切と判断した場合は交付を決定し、補助対象者に書面（別記様式2号）で通知するものとする。
- 4 会長は、前項の規定により交付決定した後でも、補助対象者が第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合、決定を取り消すことができる。

（変更申請）

第6条 補助対象者が、前条第3項の規定により交付決定を受けた補助事業の内容を一部変更するときは、あらかじめ補助金交付変更申請書（別記様式第3号）に次の各号に定める資料を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 変更理由書
 - (2) 変更の内容を説明する資料
 - (3) 変更後の収支予算書（予算の変更が伴う場合に限る。）
 - (4) その他会長が必要と認める資料
- 2 会長は、補助金交付変更申請書の内容を審査し、適切と判断した場合は、その旨を補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助対象者は、補助事業が完了した日から30日以内に、実績報告書（別記様式第4号）に次の各号に定める資料を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
 - (2) 収支を証する資料（領収書等の写し）
 - (3) 補助対象者が実施した補助事業の結果（二次交通利用者数を含む）
 - (4) 補助対象者が作成した広告物等の写し
 - (5) その他会長が必要と認める資料
- 2 会長は、前項の規定による実績報告書を受領したときは、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、補助金の額を確定し、その旨を当該申請者に書面で通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条第2項の通知を受けた補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

（関係書類の備え付け）

第9条 事業に関する帳簿及び書類は、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年7月22日から施行し、令和8年3月31日までに行われる事業に対して適用する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
運行費	・ 補助の対象となる区間において、シャトルバスを運行するために要する経費 － 運転手などの人件費 － 燃料費 － 保険料（車両や運行に関する損害保険など）
整備費	・ 補助の対象となる区間において利用できるレンタサイクル用自転車の車両購入費、リース費
広告・広報費	・ 補助の対象となる区間における観光二次交通利用促進のための広告・広報活動費 － SNS広告、観光関連ウェブサイトへの掲載費 － 地域観光イベントとの連動プロモーション費 － 二次交通の利用案内広告物の作成費 － デジタルサイネージや観光案内看板の設置費 － 多言語対応（外国人観光客向け案内）のための翻訳費用

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 年(年) 月 日

鉄道を活かした湖北地域振興協議会会長 あて

申請者

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

補 助 金 交 付 申 請 書

観光二次交通整備事業について、観光二次交通整備事業費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

なお、二次交通整備事業費補助金交付要綱第 3 条第 2 項に定める欠格事項に該当せず、補助対象者としての資格を有していることを誓約します。

事業内容	
事業期間	
二次交通を整備する区間	
申請額	
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 鉄道と二次交通を利用して来訪することを働きかける内容を含んだ広告物等の案 (4) その他

別記様式第2号（第5条関係）

鉄北地協第 号
令和 年(年) 月 日

様

鉄道を活かした湖北地域振興協議会
会長

観光二次交通整備事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付けで交付申請のありました標記補助金について、観光二次交通整備事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 交付対象経費 | 円 |
| 2 | 交付決定金額 | 円 |

別記様式第3号（第6条関係）

令和 年(年) 月 日

鉄道を活かした湖北地域振興協議会会長 あて

申請者

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

補 助 金 交 付 変 更 申 請 書

令和 年 月 日鉄北地協第 号で交付決定された補助金について、補助事業の内容を一部変更するため、観光二次交通整備事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、以下の資料を添えて申請します。

- (1) 変更理由書
- (2) 変更の内容を説明する資料
- (3) 変更後の収支予算書（予算の変更が伴う場合に限る。）
- (4) その他

別記様式第4号（第7条関係）

令和 年(年) 月 日

鉄道を活かした湖北地域振興協議会会長 あて

申請者

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け鉄北地協第 号で交付決定された事業が完了しましたので、観光二次交通整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、以下の資料を添えて報告します。

- (1) 収支決算書
- (2) 収支を証する資料（領収書等の写し）
- (3) 補助対象者が実施した補助事業の結果（二次交通利用者数を含む）
- (4) 補助対象者が作成した広告物等の写し
- (5) その他

別記様式第5号（第8条関係）

令和 年(年) 月 日

鉄道を活かした湖北地域振興協議会会長 あて

申請者

団体の所在地

団体の名称

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

補助金交付請求書

令和 年 月 日付け鉄北地協第 号で額の確定の通知があった補助金について、観光二次交通整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、以下のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込口座

振込銀行名

支 店 名

預 金 種 別

口 座 番 号

フリガナ
口座名義人